



石岡市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：石岡市

運営：弁護士ドットコム株式会社

- 1 . 利用対象とする契約
- 2 . 電子契約の利用にあたって
- 3 . 契約締結の流れ
- 4 . 石岡市からのお願い
- 5 . ご不明点のお問い合わせ方法

1.利用対象とする契約

1.対象とする契約

契約者双方が作成し保管する書類を中心に、電子契約での運用を行います。

入札により執行する全ての契約を対象とします。 ※請書、随意契約等は対象外

- ・ 物品納入、役務提供等
- ・ 建設コンサルタント等
- ・ 建設工事

→原則、電子契約サービスをご利用いただきますが、やむを得ない場合は従来どおり紙文書での契約も可能です。

『令和7年10月1日(水)以降』に行う入札が対象となります。

具体的な契約ごとの利用可否については、契約検査課へご相談ください。



2.電子契約の利用にあたって

入札参加申請時に、「**電子契約確認書**」をご提出いただきます。
※原則は、電子契約サービスをご利用ください。

電子契約確認書				
電子契約を		☐ 利用する ☐ 利用しない（理由： _____）		
いずれかに○をつけてください。 なお、利用する場合は、以下も記入してください。				
石岡市長 宛て				
以下の案件について、電子契約サービスを利用することを申し込みます。				
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
【対象案件】				
案件名				
【商号及び契約締結権限者】 ※委任先の登録がある場合は委任先の情報で記入してください。				
所在地				
商号又は名称				
契約締結権限者 (代表者)	役職		氏名	
メールアドレス	（※こちらのアドレス宛に電子契約の契約書確認通知を送付します）			
【確認者】 ※必要に応じて確認者を追加で設定できます。（不要な場合は空欄）				
担当者	役職		氏名	
メールアドレス	（※確認者のメールアドレスは契約締結権限者と異なるものを設定してください）			
※次ページの注意事項も必ずご確認ください。				

電子契約確認書の運用方法は以下の通りです。

【提出タイミング】

→ **参加申請時**

【入手方法】

→ **入札情報サービス（PPI）より取得**

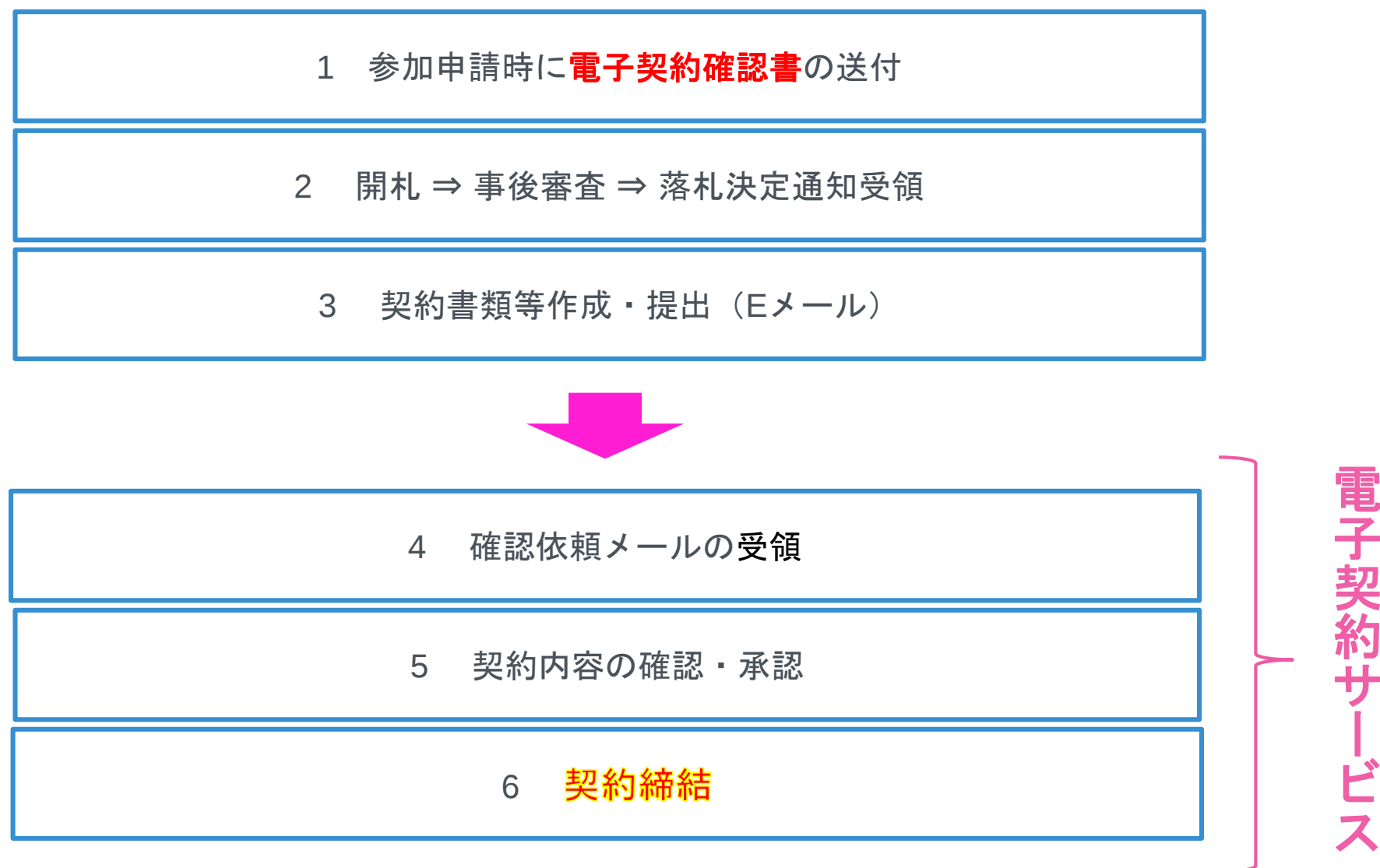
【提出方法】

→ **システム、メール、郵便、又はFAX**

3. 契約締結の流れ

3. 契約締結の流れ(概要)

石岡市の電子契約時の契約締結業務は以下の流れとなります。



※詳細については、**別紙：契約締結の一元化フロー**（やむを得ず紙文書により契約を締結する場合は同(紙文書による契約)）をご参照ください。

4.石岡市からのお願い

電子契約は、事業者様に多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- コスト削減(印刷、郵送コスト等)
- 業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- 利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

積極的な利用をお願いします。

5. ご不明点のお問い合わせ方法

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

石岡市契約検査課までお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話にて受付しております。

連絡先(専用メール) : denshikeiyaku-tan@city.ishioka.lg.jp

連絡先(電話番号) : 0299-23-7286 (直通)

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご利用ください。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

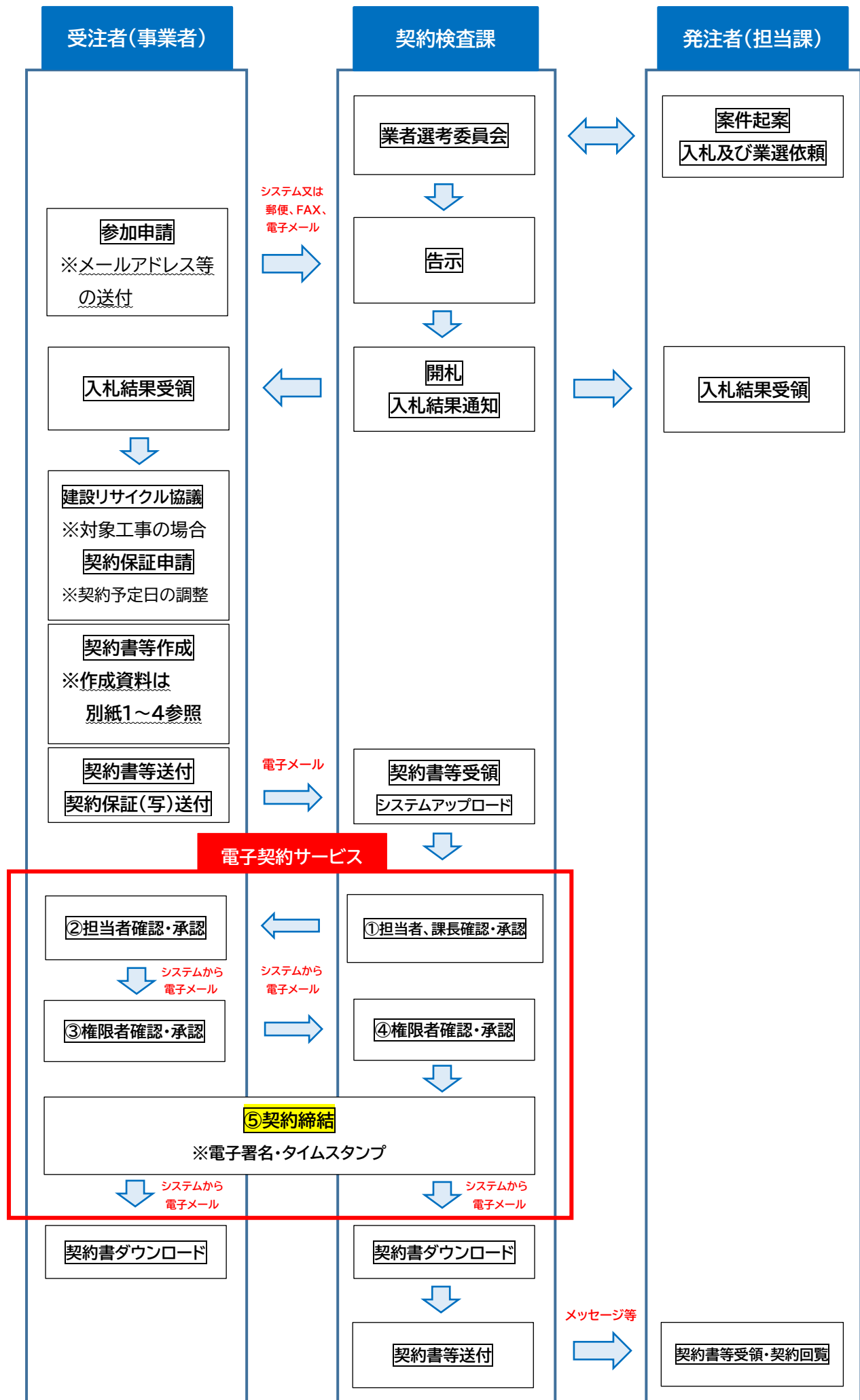


ありがとうございました。

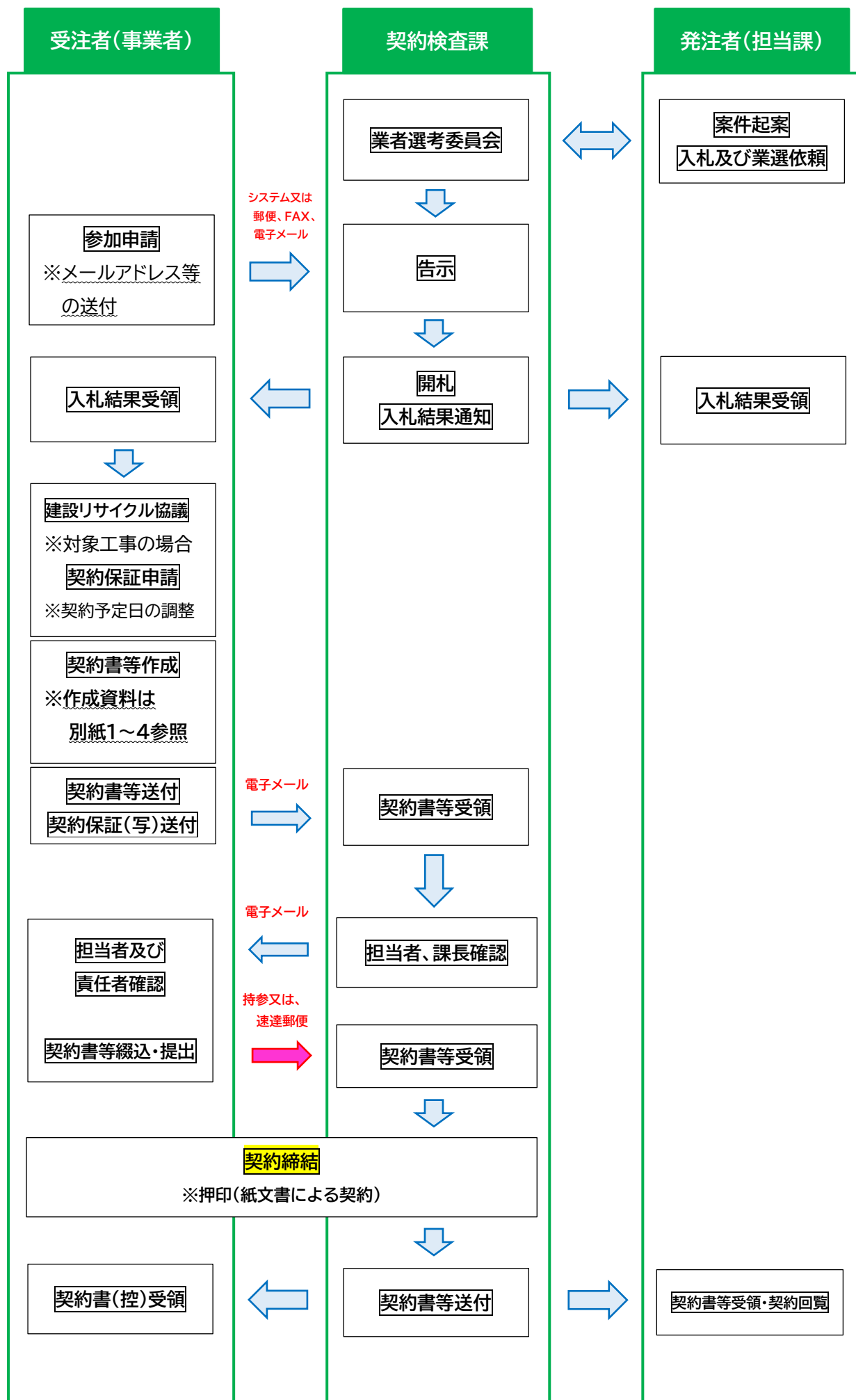


クラウドサイン公式キャラクター：カプー

○契約締結の一元化フロー(電子契約)



○契約締結の一元化フロー(紙文書による契約)



別紙1 工事契約書

	石岡市の約款を使用	
建設工事請負契約書表紙	○	保証事業会社の保証や契約保証金免除などそれぞれに対応した表紙を使用
建設工事請負契約書約款	○	
仲裁合意書	○	
備考別表	△	建設リサイクル法対象工事の場合 ※1・2・3の該当する工種のいずれか
個人情報の保護類型	○	※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの該当するいずれか
工事（変更）工程表	○	
現場代理人選（改）任通知書	○	
現場代理人と技術者の 雇用の証明と資格証	○	雇用の証明：保険証の写し等 資格証：必要な資格証の写し
説明書（建設リサイクル法 第12条関係様式）	○	対象工事 建設物の解体工事 床面積の80㎡以上 建設物の新築・増築工事 床面積の500㎡以上 建設物の修繕・模様替等 請負代金1億以上 建築物以外の工作物の工事 請負代金500万円以上
分別解体等の方法別表		※1・2・3の該当するいずれか
契約保証金関係書類	△	※契約金額が500万円以上の場合 納入済みの契約保証金納付書の写し、又は保証事業者・銀行等の保証書 （電子保証の場合は、認証キー通知）

別紙2 コンサルタント契約書

	石岡市の約款を使用	
建設コンサルタント業務委託契約書	○	建築士法22条の3の3や保証事業会社の保証や契約保証金免除などそれぞれに対応した表紙を使用
建築士法22条の3の3	△	建築関係の場合
建設コンサルタント業務委託契約書約款	○	
個人情報の保護類型	○	※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの該当するいずれか
業務（変更）工程表	○	
管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書	○	
管理技術者と照査技術者 雇用の証明と資格証	○	雇用の証明：保険証の写し等 資格証 ：必要な資格証の写し
契約保証金関係書類	△	※契約金額が500万円以上の場合 納入済みの契約保証金納付書の写し、又は保証事業者・銀行等の保証書 （電子保証の場合は、認証キー通知）

別紙3 業務委託契約書

	石岡市の約款を 使用する時	独自の約款を 使用する時	
業務委託契約書表紙	○	○	
業務委託契約書約款	○	○	
暴力団排除に関する特約 条項	×	△	独自約款に記載がない場合
談合等に起因する契約解 除と損害賠償に関する特 約条項	×	△	独自約款に記載がない場合
個人情報の保護類型	×	△	独自約款に記載がない場合 ※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの該当するいずれか
仕様書	○	○	
内訳書	△	△	仕様書の補足に必要な場合 ※金抜き
その他	△	△	仕様書の補足に必要な場合
契約保証金関係書類	△	△	納入済みの契約保証金納付書の写し、又は 石岡市財務規則第145条第1項第1～9号に 掲げる免除要件に該当していることが確認 できる書類（必要に応じて）

別紙4 物品契約書

	石岡市の約款を 使用する時	独自の約款を 使用する時	
物品購入契約書表紙	○	○	
物品購入契約書約款	○	○	
暴力団排除に関する特約 条項	×	△	独自約款に記載がない場合
談合等に起因する契約解 除と損害賠償に関する特 約条項	×	△	独自約款に記載がない場合
個人情報の保護類型	×	△	独自約款に記載がない場合 ※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの該当するいずれか
仕様書	○	○	
内訳書	○	○	※金入り
その他	△	△	仕様書の補足に必要な場合
契約保証金関係書類	△	△	納入済みの契約保証金納付書の写し、又は 石岡市財務規則第145条第1項第1～9号に 掲げる免除要件に該当していることが確認 できる書類（必要に応じて）